

施設名	新潟市西川野球場		
管理者名	西川スポーツフィールド 運営グループ	指定期間	令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日
担当課	西蒲区地域総務課		
所在地	新潟市西蒲区升潟917番地		
根拠法令	スポーツ基本法		
設置条例	新潟市体育施設条例		
施設概要	敷地面積 約15,534㎡ 延床面積 約 75㎡ 建築構造 鉄筋コンクリート造平屋建 主要設備 野球場1面（両翼90m 中堅110m 内野:黒土混合土 外野:真砂土） ナイター照明6基（内野500Lx, 外野300Lx） トイレ		

施 設 設 置 目 的
<p>スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。</p>
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 ， 方 針 等
<p>(1)新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。 (2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用を確保すること。 (3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。 (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5)新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。 (7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。 (8)指定管理者制度を理解し、実践すること。</p>

令和5年度

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	広報の充実	ホームページ等による施設の情報を月1回以上更新			
	基準利用者数の達成	利用者数年間4,100人以上			
	各種サービス別満足度	利用者アンケートで「満足」が60%以上			
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望には10日以内に回答			
	地域連携・社会貢献活動	社会貢献活動（地域連携事業）年1回以上実施			
	本市施策に合致したサービス提供	本市施策に合致した自主事業（スポーツ教室等）の実施			
財 務	使用料収入の達成	使用料収入を年間540千円以上（免除料金含む）			
	管理運営経費削減への取り組み	省エネ・環境に配慮した取り組みの実施			
業 務	他施設との連携に関する理解	他施設と連携会議を実施			
	事業計画・事業報告の適切さ	事業報告の締切厳守及び、報告が分かりやすく、かつ正確である			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルの職員周知 ・防災訓練年2回以上実施 			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保のための対応が整理されている（避難の誘導や蘇生対応等） ・市の主管課及び警察や消防への連絡体制が整備されている ・事故・事件対応訓練や講習会の実施 			
	自己管理システム	事業報告書において、業務の自己点検と業務への反映についての具体的記載			
	事故防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・補償を伴う事故発生件数0件 ・設備、備品等の点検、事故防止対策の実施 			
	関係法令の遵守	個人情報保護、情報公開及びコンプライアンスに関する研修年1回以上			
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守			
	配置人員条件の充足	業務に必要な資格又は専門知識、経験を有する職員の配置			

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
人 材	配置人員のミッションの理解度 とスキルの習得度	職員研修を年2回以上実施			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

--

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)

現地調査日: 年 月 日

--